

和歌山大学男女共同参画推進室規程

法人和歌山大学規程第 498 号  
制 定 平成18年 4月28日  
最終改正 平成26年 3月28日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学組織規則第17条第2項の規定に基づき、和歌山大学男女共同参画推進室（以下「推進室」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 推進室は男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に定める基本理念に基づき、和歌山大学における男女共同参画を推進することを目的とする。

(業務)

第3条 推進室は、次の各号に掲げる事項を審議、実行する。

- (1) 男女共同参画推進に係る基本方策に関すること
- (2) 男女共同参画推進方策の企画、立案、実施に関すること
- (3) 男女共同参画推進の実施状況の点検、評価、改善に関すること
- (4) 男女共同参画推進に関する学内各層各分野との意見交換等に関すること
- (5) 男女共同参画推進の情報提供、広報・公表に関すること

(組織)

第4条 推進室は、次の各号をもって組織し、その構成は、性別を考慮するものとする。

- (1) 室長（男女共同参画を担当する理事又は副学長）
- (2) 副室長（男女共同参画を担当する学長補佐又は理事補佐）
- (3) 総務課長
- (4) 男女共同参画推進に高い見識または優れた取組み実績を持つ教職員 若干名
- (5) その他推進室が必要と認めた者

(専門委員会)

第5条 推進室に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(事務)

第6条 推進室および専門委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、推進室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月28日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に任命される第3条第1項第2号及び第3号の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則（平成19年2月28日一部改正：法人和歌山大学規程第544号）

この改正規程は、平成19年2月28日から施行する。

附 則（平成19年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第744号）

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1025号）

- 1 この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

#### 男女共同参画推進室規程

2 平成23年3月31日までの間、第5条に規定する専門委員会に、改正前の男女共同参画委員会規程第3条に規定する委員が就任するものとし、委員長に副室長をもって充てる。

附 則（平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1252号）

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1465号）

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。